

運用資金の管理・運用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構（以下「この法人」という。）が、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）第29条に基づき行う運用資金の管理・運用に関し、必要な事項を定める。

(基本原則)

第2条 この法人は次に掲げるところにより運用資金を運用するものとする。

- (1) 休眠預金等活用法第29条に定める民間公益活動促進業務に係る人件費その他の内閣府令で定める事務に要する経費の財源をその運用によって得るために運用資金を設け、休眠預金等交付金のうち運用資金に充てるべきものとして交付を受けた金額及び休眠預金等活用法第29条第三項の規定により組み入れた金額をもってこれに充てるものとする。
- (2) 運用対象の選択、運用期間の設定及び運用する資金の配分等にあたっては、安全性を十分に確保した上で、効率的な資金の運用に努めるものとする。
- (3) 利用する金融機関の経営の健全性に留意する。

(運用の対象)

第3条 この法人が運用する対象は、次のとおりとする。

- (1) 国債、地方債又は政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）の保有
- (2) 内閣総理大臣の指定する金融機関への預金
- (3) 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託で元本補填の契約があるものとする。

2 前項各号における運用の対象は国内発行体かつ円建てとする。

(リスク管理)

第4条 運用においては、信用リスク、価格変動リスク、流動性リスクなどの各種リスクに十分分配慮し、定期的な管理を実施する。

(資産管理)

第5条 運用資金の管理については、安全かつ効率的な方法により行うこととし、有価証券は銀行その他の金融機関への預託、その他の確実かつ安全な方法により保管しなければならない。

(コンプライアンス基準)

第6条 コンプライアンス違反が公となった金融機関（銀行、証券会社等）との取引は、その事実を確認後、その改善が確認されるまで停止する。

(理事会の職務)

第7条 理事会は、翌事業年度における予算編成を審議する理事会において、翌事業年度の運用の執行方針を審議し議決する。

- 2 理事会は、資金運用を管理・監督するため運用の経過及び結果について少なくとも年1回又は必要に応じて代表理事から報告を受けるものとする。
- 3 理事会は、定時評議員会において、前事業年度における資金運用の経過及び当事業年度における資金運用の執行方針を報告するものとする。臨時評議員会においても必要と理事会が判断する場合は同様とする。

(資産運用責任者)

第8条 資産の運用責任者は理事長とする。

(運用執行責任者)

第9条 運用執行責任者は、事務局長とする。

2 運用執行責任者は、理事長の命を受けて資産運用の事務を行う。

(理事長の職務)

第10条 理事長は運用執行責任者を監督し、随時報告を求め必要に応じて適切な指示をしなければならない。

2 理事長は、事務局長に事故があるときは、運用執行責任者の職務を代理する者を任命することができる。

(運用執行責任者の職務)

第11条 運用執行責任者は、翌事業年度における資産運用の方針を予算編成の理事会までに策定し、理事長の承認を受けるものとする。

2 運用執行責任者は、資金運用状況及びその結果について把握しなければならない。

3 運用執行責任者は、資金運用の執行補助者として運用担当者を任命することができる。

4 運用担当者は、第7条第1項に規定する運用方針に基づき、資金の運用を実行するものとし、事前に運用執行責任者に意見を求め、その結果について随時報告しなければならない。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、資金の運用及び管理に関し必要な事項は別に定める。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則 この規程は、令和3年2月2日より施行する。(令和3年2月2日理事会決議)